

函館市事業仕分けの概要

平成24年10月28日(日)第2班

■2-6-1 焼却灰運搬業務委託料についての説明

- ・資料に基づき、環境部日乃出クリーンセンターから説明

■2-6-1 焼却灰運搬業務委託料についての質疑

(C委員)

追加資料を見ると、車両関係のものがありまして、七五郎沢最終処分場までの8.5kmを往復1時間程度かかって1日6回往復していますが、これは焼却灰を積み込む時間も入っての時間なのでしょうか。

(説明者)

そうです。

(C委員)

そうすると、運転手さんはこの焼却灰の積み込み作業も行っているのですか。

(説明者)

いいえ、運搬業務だけで積み込み作業は委託に含めておりません。

(C委員)

そうですか。それから使用される車両はどちらの所有になっていますか。

(説明者)

車両は、受託業者の所有となっております。

(E委員)

直近10年間の委託先に関する資料を見ますと、随意契約の年もあれば指名競争入札の年もあるわけですが、結果的に1社の受託が続いています。契約単価も平成23年度にこれまでずっと780円だったものが790円に上がっています。このあたりの経緯について教えてください。

(説明者)

契約方式としては、まずは指名競争入札により業者を決定し、以後3年間は同じ業者と随意契約を締結するというごことゝ実施してござりまして、平成18年度からは3年間の長期継続契約、平成21年度からは2年間の長期継続契約としたものでござります。

契約単価につきましては、平成23年度に790円としたところでござりますが、この大きな要因としては、燃料代の高騰があげられます。

(E委員)

道内他都市の状況を見ますと、旭川市、帯広市、江別市、小樽市、室蘭市などは、清掃工場の運転管理委託にこうした焼却灰の運搬業務も含めてござりますが、函館市の場合、この運転管理業務についてはどうなっているのでしょうか。

(説明者)

函館市では、平成21年度から運転管理業務の一部委託化を始めてござります。この運転管理業務には色々な作業がござりまして、6人1班体制でローテーションを組んで24時間運転を行ってござりますが、職員の退職者がその人数に達するごことに委託化しているというごことで、まだ途中ではござりますが、順次委託化を進めてござるところでござります。

(B委員)

本業務の仕様書では、「1台に最大10トン積載できるごこと」と規定されてござりますが、道内他都市の状況を見ると、例えば札幌の発寒清掃工場では平成23年度1台の平均積載量が6トン、江別市では同じく3~4トンなどなっております。函館市では、何故、10トンと定めてござるのか教えてござください。

(説明者)

私どもといたしましては、搭載量が少ないと非効率であると考えてござりまして、最も効率的に運搬できるのが10トンであると、そのように考えてござります。

(B委員)

そうすると、この10トンのトラックを保持しているのが、指名競争入札で招集した業者ということになりますか。市内では、他にこういう10トントラックを保持している業者がいないということですか。

(説明者)

仕様書では、積載した廃棄物が飛散しないように、荷台の上部を覆うごことも条件にしてござりますので、そうなると市内ではあまり無いかもしれません。

(B委員)

主要な仕様としては、10トンということの他にどういったものがありますか。

(説明者)

通常の仕様の他には、運搬中に汚水を漏洩させないこと、焼却灰を飛散させないこと、などがあります。

(B委員)

そういった、環境に悪影響を与えない操業ができるということは、どのように証明するのですか。業者のほうが自己申告するのか、それとも何か基準があるのか、またはこれまでの実績なのか。例えば、どういった設備・車両を持っていれば大丈夫なのかといった市の基準などはありますか。

(説明者)

例えば汚水であれば、荷台の底が船のようになっている船底ダンプ、焼却灰であれば、それを飛散させないような装置、そういった設備があれば市としても委託できるということになります。

(B委員)

では、そのような装置のある車両を持っている業者を、指名競争入札のリストに入れていくわけですね。

(説明者)

指名の部分は、財務部調度課のほうで執り行っておりますので、詳細についてはわからない部分もあるのですが、我々の求めている基準といたしますか、仕様としてはそのようになっております。

(A委員)

受託業者の更新期間を、3年から2年に、平成21年度から変更しておりますが、その理由について教えてください。

(説明者)

これは、財務部調度課の考えによりまして、全庁的に廃棄物の処理に関する委託業務の更新期間については、一般廃棄物処理業許可証の許可期限である2年間とするということで、その指示に従ったところであります。

(F委員)

先ほど、委託の更新期間を2年に短くしたという話が出ました。これに関しては、5年より3年、3年より2年ということで、短ければ短いほど、単価の見直し、契約金額の見

直しという点ではとても有効なことだとは思いますが、この業務については、受託者の選定方式が残念ながら随契から今度は指名ということで、ここで本当に単価を削る、競争の原理が働いているのかなど、こういう疑問がまずあります。もう一度お聞きしたいのですが、指名にした理由、これを改めて教えてください。

(説明者)

「指名」というのは、指名競争入札ですので、1社を指名するというのではなくて、やれる業者を複数呼んで、その中で競争をさせております。

また、市の業者選定の手法として、長期継続契約の制度ができるまでは、3年毎の更新としておりましたので、最初の年は指名競争入札により業者を決定し、後の2年間はその業者と毎年随意契約をしてきました。平成18年度からは長期継続契約の制度ができましたので、同じく指名競争入札で業者を選定し、3年なり2年なりの複数年契約を締結してきたところです。

(F 委員)

その「やれる業者」というのは、この資料にある「見積合わせ参加者」ということになるんですね。

(説明者)

そうです。

(F 委員)

これは、例えば業界の何か独特な許認可などを受けた方でないと、競争には参加できないということになるのでしょうか。

(説明者)

仕様書においては、一般廃棄物と産業廃棄物を運搬させる業者ということを仕様書に明記して、契約担当課である調度課に業者選定を依頼しているということです。

(F 委員)

それは、函館の自治体内の規約というか、取り決めの中の話ということでよろしいですか。例えば、こういう事に関しては全国的・全道的に何か法律が制定されていて、それに則って、とかそういうことでは無いんですね。

(説明者)

市で出す焼却灰は、一般廃棄物と産業廃棄物、その両方の灰が混じっておりますので、その焼却灰を運ぶとなると、各々の許可が必要になりまして、最低限そういった業者で

なければ受託できないということです。

(F 委員)

なるほど、それでこの見積合わせ参加者になるわけですね。ところで、市内にはこの他に両方の許可を持っている業者というのはいらっしゃるんですか。

(説明者)

おります。

(F 委員)

何社くらいいるんですか。

(説明者)

20社くらいです。

(F 委員)

20社もいるんですか。20社もいて、見積合わせ参加者が4社しかないというのは、例えば何かこう業界の目に見えないルールというか、そういうのがあるのでしょうか。

(説明者)

それは無いと思います。やはり車両を持っているかどうかなど、そういったことが関係すると思います。

(F 委員)

今はこういうご時世ですから、みんな収益が欲しいわけですよ。自分にライセンスがあれば、どんどん積極的に参加されると思うんですけど、そういったことは無いわけですね。

(説明者)

先ほども申し上げましたが、基本的に入札業務は調度課が執り行っております。

(F 委員)

わかりました。では次にですね、この委託先の本事業に対しての収支についてです。収支決算書、損益計算書には、人件費だとか、車両費だとか、そういった細かい経費の内訳が記載されているはずなんで、そういったものを見たくて事前に過去3年間の資料要求を行ったんですが、結局提出されませんでした。これは何故ですか。

(進行役)

委員がおっしゃっているのは、委託している民間企業の収支が知りたいということでしょうか。

(F 委員)

そうではなくて、市から委託料として支出されている1千万円近くの公費が、どこでどのように使われているかを知りたいということです。

(進行役)

申し訳ありませんが、市とすれば、委託する業務の仕様にに基づき、適正な予定価格を算出し、その範囲内で最低の価格を提示した相手方と契約を締結しているわけですから、後はその仕様書に基づき、業務が適正・確実に履行されているかという問題だけであって、支払った委託料が委託先の経理のなかで実際にどのように使われているかということところまでは、市としても関知するところでは無いということです。

(F 委員)

それでは、市は、市民の税金がいつている先の、数字の内容を掌握していないという見解でよろしいですね。我々の協議というのは、もっと中を見たい。何故かという、中期の経営成績だとどのように、会社がですね、公費の使い方について、途中での、車で言うとディストリビュータの調整をしているのか、というところを私は知りたかったので、その基礎資料としていただきたいと思ったんです。

それが存在しないということですので次に会社の運営組織、要するに人事ですよ。この事業者は代表、常務、専務、色々といらっしゃると思いますが、このなかで函館市の職員 OB さんは何人いらっしゃいますか。

(説明者)

私どもとしては把握しておりません。

(F 委員)

これも事前に資料要求していたと思うのですが、正直、これでは仕分けの材料が足りないのです。こういった点はもっとしっかりとっていただきたいと思います。

(C 委員)

委託料の単価のお話も出ておりましたが、この780円だとか790円といったこの金額の算出方法について教えてください。どのように決めているのですか。

(説明者)

内容の公表はできませんけれども、北海道が作っております土砂運搬の土木工事積算基準を参考に積算しております。

(C 委員)

土砂運搬と焼却灰運搬は同じという考えですか。

(説明者)

他に根拠にできるものが無いものですから。

(C委員)

他都市の状況と比較したり、参考にするとかということはないのですか。例えば、函館市の場合1台平均9.5トンの積載で1日6回の運搬となると、トン当たりの単価が790円ですから1日で約45,000円の委託料になると思うのですが、その費用を構成する主なものが燃料代、車両損料、人件費と考えた場合、それが妥当な金額かどうかということ进行分析できますよね。経費の節減という観点から見ても有効ではないかと思うのですが。

(説明者)

他都市との比較もしてはおりますけれども、運搬単価はそれぞれの距離によっても変わってくる部分がありますので、単純には比較できないのかなとも思います。

(B委員)

先ほどのF委員とのやりとりの中で、一般廃棄物と産業廃棄物、両方の許可を持っている業者は20社ほどいると。にもかかわらず、毎回見積合わせに呼ばれているのは4社であって、しかも固定化されていると。これは私の予想ですが、市で作成している仕様書のハードルが高くなっているのではないかと思います。例えば、素人考えかもしれませんが、10トントラックではなくても、もっと小型のトラックでいいというように条件を緩和すれば、見積合わせに呼べる対象業者も10社に増えるなどして、より安い金額で契約できるのではないかということも、可能性としては考えられるわけです。そういった可能性について検討したことがあるのかどうか、その点について教えてください。

(説明者)

その点につきましては、トラックに積み込むときに使用する天井クレーンの大きさもまずあります。それもありますし、先ほども申しましたがやはり1回に10トンを運ぶのが一番効率的なのではないかなという考えであります。

(B委員)

その10トンというのはこういう分野において、根拠というか、そういったものは何かあるのでしょうか。

(説明者)

根拠といったものはありません。

(B 委員)

何か法令で定められているとか、誰かの研究で10トンが最も効率的だというふうに示されものはあるのですか。

(説明者)

そういうものは無いですけど、やはり清掃工場の設備から考えますと10トントラックを受入できるようになっておりますので、それが効率的であると考えております。

(B 委員)

では、施設自体が10トントラックを想定しているということですか。

(説明者)

そうです。

(B 委員)

そうですか。わかりました。

(E 委員)

運搬の見積合わせの件なんですが、一定の条件を満たした数社を指名して、そのなかで一番単価が安いところに決まってきたと、それがたまたま一社であったと。そういう理解でよろしいですか。

(説明者)

はい、よろしいです。

(E 委員)

それと他都市の状況で、契約額の構成を見ると、札幌市では単価払いの他に年額の固定費を合算して契約額としているようですが、函館市ではこのような考え方について検討されたことはありますか。

(説明者)

函館市では特に検討したことはありません。ただ、推測ですが札幌市の場合は、施設のオーバーホールという特殊事情も関係あるのかなと思います。聞いた話では、3つの工場のうち、順番を決めて、1つの工場を1~2ヶ月止めて工事にあたるということです。その間の焼却は他の工場に振替えられ、焼却灰は一切出ないということで、そういったことも考慮しているのではないかと思います。

(E 委員)

それと、工場の運転管理業務について、函館市では委託化を順次進めているということでしたが、今後の方向性について少し教えていただけますか。経費的にどちらが有効なのかといった点も含めてお願いします。

(説明者)

これまで、退職者不補充という形で進めてきましたので、その方針は変わりません。委託化は今後も進めていくことになると思います。経費的にはやはり委託業者のほうが安いです。

(B委員)

私はついトラックにこだわってしまうんですが、この工場の設備だと4社以外の業者さんのトラックでは全く入ってこれないというか、クレーンのほうが大きくて踏み込めないとかそういったことはあるんでしょうか。効率性とか抜きにして。

(説明者)

他の業者さんであっても同じような車両を有していれば可能かとは思いますが。

(B委員)

日乃出清掃工場のクレーンというのを私は見たこと無いんですが、そのクレーンで廃棄物を積み込むことが可能な最小の大きさとはどのくらいなんですか。アバウトでも構いません。

(説明者)

10トントラックでもギリギリの大きさとなっています。

(B委員)

では、例えば他の自治体さんだともっと小さいトラックを使用しているところもありますけれども、それは清掃工場なり設備の設計が函館市とは全く違うということですか。

(説明者)

それぞれの自治体で設備等は異なります。

(B委員)

例えば一般論になるかもしれませんが、そういった大きさの違いというのはどういったバックグラウンドというか、思想から違いが生まれてくるわけですか。

(説明者)

それぞれ焼却プラントメーカーさんの思想もあるでしょうし、あとは処理能力によって灰の搬出量も異なると思いますので、それによって灰を搬出するクレーンの大きさも

変わってくるのかなと思います。

(B委員)

もしお答えできるようであれば、何故函館市がそういう大きいものを使ったかという理由について、お聞きできればと思うんですけれども。

(説明者)

設計は、ちょっと調べてみなければわかりません。

(B委員)

それは今所管部局のほうではわからないということですね。はい、以上です。

(A委員)

一般廃棄物と産業廃棄物の話が出ていました。ちょっと話が違うかもしれませんが、例えば一般家庭ではごみを出すときにゴミ袋を買って出しますよね。産業廃棄物の場合も、ごみを出す事業者さんは同じように袋を買って出すのですか。それとも決まった料金を支払うようなシステムなのか、どのようになっているのでしょうか。

(説明者)

一般家庭は有料のゴミ袋に入れて出していただいて、市が収集しますけれども、持ち込みというのもあります。産業廃棄物の場合も色々なケースがありますけれども、例えば日乃出に持ち込んでくるときには、搬入前と搬入後の重量を計って、その重量に応じ、料金表に基づいてその場で料金を徴収しています。

(F委員)

この焼却灰運搬委託料ですが、要するに流れとしては、焼却灰を車に積んで廃棄場所に移動すると。変な話、単純作業ですよ。そうすると例えば、所管部局の方がですね、事業費約1千万円を市民に説明するとすれば、どのように形で説明されますか。例えば、市民側としては、車が1ヶ月に何台往復して、その車に乗っている人間さんが当然1人2人なのかという話もあると思うんですよ。そして燃料費がいくらと、そういったことの説明があると思うんですがどうでしょうか。それにはご納得されますか。当然基本的な当たり前の話ですよ。それを今度部局さんが市民から要求されて、市民の前で説明するとなれば、どんな資料をご呈示されますか。

これは今後に向けてのご提案ですけれども、しっかりとしたマニュアルの中で、日々を、毎日のように証印をもらって、所管部局と受託事業者、それと車に乗った方、車両管理者ですね、この三者の証印をしっかりともらって、それをまず蓄積していくと。そう

ですよね。それで割返してですね、経費を算出して一覧のデータにしてね、インターネットに載せるとか、一つガラス張りの形でですね、この1千万円の使い方というものを説明されるべきだと思いますよ。

実は、平成17年度の包括外部監査報告書の中にもですね、履行確認の証跡をしっかりとするようにと、それが日報ですよね、まずね。それで週報、月報、それで上半期・下半期と細かく言うとそうなるんですよ。それが後々皆さんの貴重な財産だと思うんですね。ですからそれらをしっかりとデータ化して、次の後世に生かすと、そうすると職員さんの気質もずっと高まると思いますので、是非実施されますようお願いしておきたいと思っています。私からは以上です。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

焼却灰運搬委託料では「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が3票で、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-6-2 清掃センター維持管理費についての説明

- ・資料に基づき、環境部日乃出クリーンセンターから説明

■2-6-2 清掃センター維持管理費についての質疑

(F 委員)

清掃センター維持管理費の支出内訳を見ると、清掃委託料というのがありますが、その業者の選定方法について教えてください。どうですか、過去3年間、業者は変わっていますか。

(説明者)

はい、業者は変わっております。平成15年度の受注業者はマルゼンシステムズ(株)、委託金額は19,656,000円、平成19年度は(有)中央メンテナンス、委託金額は12,902,400円、平成22年度は(株)トーショウビルサービス、委託金額は13,230,000円、また今年度は8月に契約更改がありまして、これは8ヶ月分なのですが金額は6,888,000円、平成25年度1年間にしますと10,332,000円となっております。今年度につきましては、トーショウビルサービスとなっております。

業者選定につきましては、財務部調度課のほうで執り行っておりますが、今年度は21社で競争入札を行っている聞いております。

(F委員)

結構適正に進められているということがわかって安心いたしました。それですね、同じく維持管理費の中で、「消耗品費・修繕料等」とあるのですが、これは消耗品費と修繕費の2つに分けた場合、それぞれどのような割合になっているのでしょうか。どちらがウェイトを占めているのかということなのですが。

(説明者)

平成22年度決算では、大体消耗品費が85万円、修繕料が79万円、平成23年度決算見込みでは消耗品費が44万円、修繕料が68万円ということになっております。その他としましては、修繕工事というのがございまして、例えば平成23年度であれば、配管の修繕ということで130万円含まれております。

(F委員)

修繕が必要とされる状況というのは、例えば突発的にその時出てくるものなんですか、それとも年度の初めに全部チェックをして、これは今年中に修繕だと見込みをつけるんですか。その方法はどうか。

(説明者)

突発的な修繕です。

(F委員)

そうですね。であれば、例えば平成23年度決算見込みのなかでいきますと、平成22年度より金額が高くなっています。消耗品費と突発的な修繕費を合計すると全部で250万円ちょっとなのですが、こういうのは見込みのところに突発的に出てくる修繕も載せているんですか。そういうわけではないですね。

(説明者)

平成23年度分は、まだ議会の承認を得ておりませんので決算見込みと記載しておりますが、意味合いとしては平成23年度の実績数字とさせていただければ結構です。

(F 委員)

わかりました。

(A 委員)

維持管理費の中の、「デジタル電話交換機設備賃借料」の金額が、平成23年度から大幅に上がっていると思いますが、これはどういうことかということと、「その他手数料」の内容について教えてください。

(説明者)

デジタル電話交換機設備の賃借、リースにつきましては、平成13年度から7年リースということで契約をしておりましたが、リース期間が切れる平成19年度にリース会社さんとお話をしまして、故障時の対応もまだ可能であるということから、引き続き3年間の再リース契約を結ぶことにより、経費の節減を図ってきたところであります。平成23年度からは、メーカーの保守対応が出来なくなりましたことから、新規の設備をリースすることとし、そのため再び金額が高くなったということでございます。

その他手数料につきましては、環境部の組織に機構改革等がありまして、事務所の移動などにより、例えば電話設備の移設手数料、またコンセントや庁内 LAN の移設手数料などが発生したということでございます。

(A 委員)

予算では、その他手数料はなかったのですが、決算で出てくるものですか。

(説明員)

機構改革は、年度内でまとまることから、当初予算では見込めない状況です。

(B 委員)

今お話の出たデジタル電話交換機設備賃借料94万3千円なんですけど、この仕分け調書を見た私の知り合いから、施設の役割からみて高すぎやしないか、こんなものが必要なのかといったご指摘をいただいたんですが、その点いかがでしょうか。

(説明者)

電話交換機設備の必要性ということだと思いますが、外線は当然受けられると、あと庁舎に職員100名くらいおりますので、その内線電話も一つの電話でやると、そういうことで適切な設備だと私どもは思っております。

(B委員)

内線を組むということですね。庁舎の中での連絡だとか。それでは例えば PHS みたいなものや携帯電話を使うとか、そういったことは検討されたことありますか。

(説明者)

PHS につきましては、庁内にアンテナを設置しなくてはならないということで、設備費がかなりかかります。環境部の庁舎はコンクリート製なので、アンテナは廊下のいたるところにつけなければならないということで、既存の設備を活用して安価に電話交換機運用をしているということです。

(B委員)

それについては、まずわかりました。次に、追加資料を見て正直非常にびっくりしたんですが、私としては仕分け委員というよりも一市民として憤りすら感じたのが、清掃委託の内容なんですが、例えば、灰皿の処理、茶がらの処理、机上備品の清掃、電話機の空拭き、ポットへの給湯、吸い殻入れの処理、といったびっくりしてしまう項目が並んでいまして、これを見ただけでも私の中では間違いなく「廃止」だなというくらいびっくりしてしまっただけなんですけれども、例えば私は国立大学の教員ですけれども、大学自体が民間の方から見ればコスト意識だとかそういったものがゆるい、一番ゆるい組織であったとしても、教室の掃除、廊下の掃除、トイレの掃除は委託してますけれども、研究室だとか事務室の中のこういったものは全部自分で、私も自分の研究室とか拭いてますし、窓ガラスも拭きますし、もうポットへの給湯に至ってはちょっと言葉を失うところなんですけれども、これはどうして入っているのか、それをまずお伺いします。

(説明者)

まず、ポットへの給湯ですけれども、環境部の清掃事業課の職員、ごみ収集、し尿収集の職員がおりまして、8時45分から12時まで、外で収集作業をしております。それで実際事務所にはいなくて、外にいるわけで、12時に戻ってきまして、それから休憩1時間で13時にまた出て行くと、そういうことでお昼の時間にはお湯を入れる時間が無いということで、私どもは考えておりました。

(B委員)

私の予想では消防士さんとか警察署だっただご自分でなされていることだと思うので、ポットへの給湯ができないくらい忙しい、手を離すことができないのか非常に疑問です。

特に、清掃関係のお仕事の部局ですから、正直、清掃センターなのに自分のところの清掃をしないのかというつっこみが市民からきてもおかしくないのかなと思います。あと灰皿、吸い殻とかありますけれども、例えば私の勤務先の国立大学でも基本的には全面禁煙ですね。ですから「ごみを減らそう」という呼びかけをしなくてはならないところが、ごみを減らす努力をしていない、そういった面もあると思います。昭和40年からこの事業を始められていますけれども、この業務処理要領自体は、大体いつ頃おつくりになられたんですか。

(説明者)

業務処理要領については、契約の都度見直しをしております、前回の見直しは平成21年度です。

(B委員)

平成21年度というと西暦2009年ですけど、その時でも問題視する人はいなかったんですか。

(説明者)

そういう指摘というのはありませんでした。

(B委員)

はい、ちょっともう私としては言葉を失う状態なんで他の委員さんに代わりたと思います。

(E委員)

私は他都市の状況の資料の中から何点かお尋ねしたいんですが、函館市は事業所に事務部門やごみ・し尿の収集部門が設置されているので、他都市と比較するとちょっと特殊な形になっているということですが、敷地面積なんかを見ると函館市は狭いんですが、そこに勤務している職員数は192人と非常に多くなっています。このうち直営職員は162人ということなので、委託業者は30人ということになるんだと思いますが、では例えば、その事務部門とごみ・し尿の収集部門の職員数はそれぞれどうなっているのか教えてください。

(説明者)

事務部門は嘱託職員を含めて100名程度います。現場のほうが、清掃工場の焼却炉の運転、ごみ収集、し尿収集、およびし尿処理の技能労務職で60名程度になります。

(E委員)

事務が100名で現場が60名、では現場のうち、し尿のほうは、特に把握してないですか。

(説明者)

し尿処理が5名、し尿収集が17名です。

(E委員)

わかりました。

(説明者)

補足ですが、清掃事業課に所属している職員ということでは43名、それであと日乃出クリーンセンターに焼却処理とし尿処理がありまして、それぞれ現場の職員を抱えておりますので合わせて17名、足して60名となります。

(E委員)

今の説明では、事務部門が100名いるんですよと。その分が他都市の勤務職員数には入っていないんですよと、本庁扱いになっているので。そういう理解でよろしいんでしょうか。

(説明者)

正確に言いますと、環境総務課、環境推進課、環境対策課この3課の職員につきましてはほとんど事務でして、部長次長含めて43名おります。この部分が他都市ではカウントに入っていないということです。

(E委員)

他都市で入っていないのは、この43名の部分ということなんですね。

(説明者)

そうです。

(E委員)

わかりました。次に年間の清掃委託料なんですが、平成24年8月の契約更改で委託料が1,320万円から1,030万円に減額になったと。先ほど業者名が出てましたけど、業者は変わっていないのにこれだけ減額になった要因というのは、どういうところにあるんでしょうか。

(説明者)

まず、土曜清掃を廃止しております。また、先ほどご指摘のありました電話の空拭きですとか、今まで週3回清掃だったのを2回に減らすですとか、そのような見直しで減額

となったものであります。

(E委員)

それは、所管部局のほうで色々検討して、見直しをしたということですか。

(説明者)

はい、そのとおりです。

(E委員)

わかりました。それと、警備等委託の種別を見ると、函館市は宿日直ですが、他都市は機械警備が多くて、委託料を見ても函館は高いですよ。こういう形態になっている理由というか、経緯について教えてください。

(説明者)

函館市の場合は、もともと事務部門があり、し尿の収集受付なども受けているものですから、土日なども人による対応が必要であり、そういった電話対応の件数が多いのです。他都市の場合は、ごみの清掃工場ということで、そういう持込みなどの電話対応は無いと思います。そういったことで機械警備が多いのだと思います。

(E委員)

機械警備は今のところ検討されていないんですか。

(説明者)

検討はしておりますけれども、電話対応の問題、それも市民サービスだと思っております。やはりし尿の緊急収集などもあるものですから、その辺での電話対応がクリアできればと思っております。

(C委員)

他の委員の方と同じようなことになるんですが、茶がらの処理、灰皿の処理、電話の空拭き、ポットへの給湯ということが清掃委託の内訳に入っているんですよ。清掃工場に働いている人間は本当にこういうことをしないのかというのが私も疑問点なんです。190名以上の方が働いていてですね、時間が無くてこういうことが委託業者に任されているということであれば、お茶なんて飲めるような時間は無いのではないかと、タバコなんて吸っている時間は無いのではないかと、とすごく疑問に思いました。ぜひこれはやめていただきたいと思います。

それとですね、これはE委員の質問と重複しますが、土曜日の日直、あとは夜間の宿直、無ければならない理由が私には見つからないんですよ。電話の対応ということに

なると、市役所の職員の方々は、月曜日から金曜日までの9時から18時くらいまでしかいらっしゃらないという認識がすごく強いと思うんですよ。その中で、苦情はあるにせよ、それはたぶん後で担当部局に回されるだけであって、この宿日直の方が直接対応してご回答されているわけではないと思うんですよ。ですからこのいなければならない理由というのが何なのか教えていただきたいのですが。

(説明者)

市の緊急収集のやり方としましては、勤務時間外にし尿の緊急収集の申し込みがきますと、土曜日・日曜日、それぞれ委託業者に頼むのですけれども、当番を決めてまして、宿日直さんが電話を受けて、そして当番の委託業者に電話をして、し尿を取りに行かせております。取りに行ったし尿の処理も市の施設でやっておりますので、委託業者が来た時間に、宿直さんがその建物の鍵を開けに行く、そういう形でやっております。

(C委員)

これは、土曜日とか日曜日にもやらなければいけないことなんですか。

(説明者)

市民サービスといいますか、やはり緊急収集というのはくみ取り便槽があふれているだとか、そういう市民にとっては大変なことだと認識しておりますので、その辺は今対応はしております。

(C委員)

例えば今、大型の粗大ごみを収集して欲しいと思ったら、事前の申し込みが必要ですよ。緊急収集って確かに意味はわかるのですが、そんな土日いきなりあふれるようなものではないですよ。年間どれくらいの件数があるのですか。

(説明者)

土日の緊急収集は、年間ですと80件程度あります。

(C委員)

そんなにあるのですか。あとですね、夜間の当直なんですけど、市民からの電話というのはどれくらいあるものなんですか。

(説明者)

夜間に関しましては、9月でいいますと30日ありましたけれども、全部で200件程度ございまして、その内容はほとんど、半分以上がごみの分別方法に関する問い合わせとなっております。

(C委員)

そういった問い合わせは、宿直の方が直接ご回答するわけではなくて、どこかに回してご回答されるのですか。

(説明者)

このような問い合わせは、全て委託している宿直職員さんのほうでご回答いたしております。

(C委員)

わかりました。

(A委員)

この宿日直業務を機械警備にするときには、かなりのお金がかかりますか。

(説明者)

電話対応の件をどうするかという問題はあるんですけども、業者さんに見積もりを取ったところ、警備の範囲が広いので500万円程度の設備投資が必要だと言われております。

(A委員)

他都市は、本庁のほうに事務方がいらっしゃるようになっていますけれども、函館市ではこの環境部清掃センターが出来たときから、事務方もこちらで勤務するようになったのですか。本庁にいらっしゃった時代もあるのですか。

(説明者)

その辺になると、ずっと昔というのは調べておりませんが、昭和40年代くらいにはそういう時代もあったかもしれません。

(A委員)

というのは、先ほどからお話の出てる清掃委託の内容ですけれども、現場の方しかいないから実際細かい清掃なんかは出来ないんだろうなと思ったんですけれども、事務方が100人くらいいると聞いたので、疑問に思ってしまうまして、それで今ちょっと聞いてみました。以上です。

(説明者)

あの、先ほどのポットの話ですけれど、あれは事務方の分は全然入っていません。現場の方の分ということになります。

(A委員)

というか、あの業務処理要領は、最初業者さん側のマニュアルなのかと思ってました。まさか市がああいうものを作って渡しているとは思っていませんでしたけど、現場の方が多からしょうがないのかなともみてましたが、事務方も100人くらいいると聞いたので、やはり疑問に思い、質問させていただきました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

清掃センター維持管理費では「廃止を検討」が2票、「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が1票で、判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-6-3 生きがい活動支援通所事業費についての説明

- ・資料に基づき、保健福祉部高齢福祉課から説明

■2-6-3 生きがい活動支援通所事業費についての質疑

(A委員)

この事業については、65歳以上でひとり暮らしというのがまず第一の条件というのは分かるんですけども、この事業を使いたいという場合はどうするんですか。誰が、どうやって申告するのか。自分で行くという人もいるだろうけども、その他に、このサービスを利用したほうが良いんじゃないかとかそういうふうに見てくれる人がいるのかどうかというか、まずその申告する段階にどうするのかということと、他都市ではこういう事業が無いというのがあったので、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

(説明者)

まず高齢者の方がどのようにこの事業を利用されるのかというところ。いろんな場合があるんですけど、一番大きいのが、ご本人が何らかのサービスを受けたいということです。市ですとかあるいは包括支援センターのほうに相談をということで、その他に、もちろんご本人が、その時点では要支援ですとか要介護の認定を受けていないという前提ですけども、そうしたことで例えば包括支援センターのほうに相談があった場合に、いろいろとお話を聞きまして、ご本人からお話を聞いたり、あるいはそういう形でなくとも家族の方にお話を聞いたりして、ご本人の身体状況等について確認をさせていただきます。そうした中で、その時点で包括支援センターが、これはこの生きがい活動支援通所事業ではなくて、要支援、例えば介護の認定申請をすれば要支援の認定が出る方がいます。そういった場合には、介護認定の申請をしていただきます。そして介護認定を受けていただいたあとに、介護保険のほうのサービスを、デイサービスを受けていただくといったような、そういうサービスの調整の仕方を包括支援センターのほうではしております。もちろん、ご本人の意志ではなくて、さまざまな相談を受ける中でですね、ご本人の生活環境を見ながら、包括支援センターが、閉じこもり気味になっているという判断をして、この生きがいサービスを勧めてですね、どうでしょうかということの中でサービスを利用するという流れです。

(A委員)

私が聞きたかったのは、65歳以上でひとり暮らしであれば良いということで、その前に、家族に聞くとか周りの人に聞くとかっていうことがあるのかなという。ひとり暮らしで65歳以上でこうなんだというのをどうやって申告するのか、要するに、市役所に自分で申告しに行くしか私には考えられなかったんですけど、誰か、例えば民生委員さんが見てくれたのかとか、そのところですね。

(説明者)

いろんな場合があって、今の場合は民生委員さんのお話もありましたけども、民生委員さんの方が相談を受ける中で、市役所や包括支援センターに繋いでいただくこともありますし、函館市自体がいろんな相談を受ける中で、サービスを紹介することもあります。また、ひとり暮らしの高齢者なんですけれども、ご自身自らが相談する場合がありますし、一緒に住んではいませんけども、例えば娘さんですとか兄弟の方といった方が相談をして、自分の親戚なんだけれども、65歳以上なんだけれども、こういったサービスを受けられないだろうかということで相談がある場合もあります。

(A委員)

分かりました。それとですね、介護認定には該当しないということで漏れた方で、デイサービスセンターの空いている状況によって、それを受けられるようにするんですか。要するに、その人が、介護認定が外れましたよと。けども、施設に空きがあるから、お金をこれだけ払ってサービスを受けることができますよということなんですか。

(説明者)

はい。通所するデイサービスセンターというか、介護保険制度の中で運営しているものにつきましては、このデイサービスセンターというのは定員がありまして、例えば1回、1日あたり定員が20人とか30人とかという定員があるんですけども、その定員の空いている部分、例えば木曜日は本当は定員が30人なんだけれども、介護保険のほうで25人だけいますよと。じゃああと5人余裕があるので、この生きがい活動支援通所事業のほうで受入れが出来ますよ、そういう形でデイサービスセンターを利用してもらっているというものです。

(A委員)

それは市役所と包括支援センターとの話し合いというか、そういうことになるんですか。

(説明者)

はい。デイサービスセンターと連絡を取りながら、という形です。

(A委員)

それから、他都市ではこういう類似制度は無いということだったんですけども、そのところはどう違うのか、函館と。そこを教えてください。

(説明者)

この生きがい活動支援通所事業というのは、もともとは国の補助事業でしたが、それが平成16年度に、三位一体の改革で補助事業ではなくなって、財源が一般財源になったんですね。ということもあって、それ以降、徐々に他の自治体でも事業を中止していつている自治体が増えているという状況になったんだと思います。

それで、他の市に聞いてみたんですけども、その代わりについては、ちょっと根本的な目的は違うんですけども、介護保険制度の中で介護予防事業というのがあるんです。これは要支援や要介護に至らないようにする事業ですけども、運動機能の向上ですとか口腔機能の向上、それから栄養改善等、こうしたことに特化をしてですね、1時

間半から2時間くらいの時間帯で行うものがあるんですね。そういったことに段々シフトしていくような、そういうふうなやり方をしている自治体もあるというふうに聞いておりました。

(A委員)

函館市では、そういう形にしていこうかなとか、検討していることはあるのでしょうか。

(説明者)

具体的にまだ進んではいないのですが、いろいろな意見が出ておまして、うまく合体するというんですか、効率良く事業を実施していけないかというふうな意見もいただいていますので、今考えてはいるんですけども、まだ具体的にはなっておりませんでした。というのは、この生きがい活動支援通所事業のほうがですね、ほぼ1日、例えば9時から16時くらいまでの間に、いろんな活動はするんですけども、レクリエーションをやったり趣味的なことをやったり創作活動をしたりですね、そういったことを経てほしい1日を過ごすというようなことなんですけれども、先ほど介護保険法上の介護予防事業は、運動・口腔・栄養改善ということで、こちらに特化したやり方で短時間、2時間以内で行っている事業ということで、それがうまく融合させられるかどうかというのが、今はまだちょっと検討が必要だというふうに考えておりました。目的が若干違うというふうな意味合いもありますので。

(A委員)

分かりました。

(E委員)

今の話の続きなんですけども、もともとは、国の介護予防事業ですから、平成18年改正ですよね。そこで、今はデイサービス以外の運動機能のほうですとか、そういったものに関して保険が使える方が出てきたので、そういう方は減っているけれども、生きがい活動自体のほうは、介護保険のほうが使えるようになった人は使えないということですか。

(説明者)

はい。この生きがい活動支援通所事業のほうはですね、介護保険の適用となる要支援ですとか要介護以外の人なものですから、介護保険の適用となる人については、対象になっていないと。

(E 委員)

そうすると、函館市では、実施していない他の市町村に比べて、そういう方に対しては手厚くサービスしているということになりますね。介護保険のほうの予防サービスには含まれていない事業であって、各市町村の判断でやめているところのほうが多いけれども、その代わりになるものはないということですよ。

(説明者)

そうです。この生きがい活動支援通所事業以外のもの、それから予防事業以外のものというのは、ないように聞いていました。各都市さまざまなサービスをされていますので、全部調べたわけではないんですけども、生きがい活動支援通所事業に代わるものとしては、ないと。

(E 委員)

なるほど。今後、見込みとしては、そういった予備軍の方というのはたぶん多くなるということによろしいでしょうか。

(説明者)

やはり、広い意味での介護予防事業に力を入れていかなければならないというふうには考えておりました。

(E 委員)

今の高齢化の状況からいっても、段々需要がなくなるというよりは、増えていくという見通しということですよ。

(説明者)

はい、そうです。

(F 委員)

この事業の予算額なんですけども、平成23年度で見ると6,700人ほど考えていたわけなんですけども、例えばこの6,700人の内訳というかですね、市のほうから援助を受けている、扶助者というんですか、その方は当然対象になるんですか。

(説明者)

生活保護を受けている人も対象になります。

(F 委員)

だいたいこの6,700人のうち、対象になる生活保護者の割合というのはどのくらいなんでしょうか。

(説明者)

それは把握しておりませんでした。

(F 委員)

そうですか。あとですね、資料の中で生きがい活動援助というのがあるんですが、生きがい活動援助員になるために、どのような訓練だとかスキルだとかライセンスを持っている方でしょうか。

(説明者)

デイサービスセンターの空き定員を使って本事業を行っているというのが現状です。生きがい活動援助員というのは、実際的にはデイサービスセンターの職員になります。その全員に資格があるというわけではありませんが、介護保険の基準を満たしているという形でやっております。

(F 委員)

ちょっと雑多な質問になりますけども、生きがい活動というふうに書かれているんですけども、高齢者がですね、生きがいを感じるというのは、ずばり何だと思えますか。

(説明者)

それぞれ個人差があるとは思いますが、自分が生活をしていく中で、楽しみを持つ、自分の存在感を感じる、社会で必要とされていると感じる、そういったことが主になるのかなと思うんですが。

(F 委員)

確かにね。「食の自立支援事業」ですか、在宅高齢者等サービス総合利用登録申請書の項目を見ますと。「除排雪サービス」ですとかね、ひとりで暮らしていると悶々として、こういうところがひとつ問題なわけですよ。こういうものをカバーリングして、将来において安心感を与えていくというところに、まず一つ生きがい活動支援通所事業の第一歩があるという感じなんですね。

(説明者)

高齢者福祉の第一歩ということで、安心した生活を保障するですとか。

(F 委員)

こういうのっていうのは、どんどん必要ですよ。私は否定しない、必要だと思うんですね。

(説明者)

高齢者はこれからどんどん増えていきますので、こういったサービスも必要ということになってきます。

(F 委員)

そうですね。お年寄りは年々、歳とともに孤独感もどんどん募ってくるでしょうしね。分かりました。

あとこの中で、生きがい活動援助員が、別に資格がなくてもというお話があったんですが、事業内容に「日常動作訓練」ですとか「健康状態の確認」、これはこの方がアシストして、各所に連携を取って、これを実行するという、当然そういうことでよろしいですね。

(説明者)

通所するデイサービスセンターの中で、行われます。

(F 委員)

分かりました。

(B 委員)

この事業が行われる事業所というものがあると思うんですが、要するに、実際にこの事業が行われるか行われなにか別にして、行われうる総事業所の数というのはどれくらいでしょうか。

(説明者)

市内のデイサービスセンターの数ということですが、7月時点になるんですけども69事業所です。

(B 委員)

そのうち、この事業が行われているのが何事業所でしょうか。

(説明者)

今年度は55ヶ所になっています。

(B 委員)

この55ヶ所の事業所のうちで、一番受入数が多かったところと一番少なかったところの数の開きというのはどのくらいありますか。人数です。

(説明者)

申し訳ありません。その資料が手元にありません。

(B 委員)

感覚的なお答えでも結構なので、この55ヶ所においては、平均して受け入れているんですか。それともある程度ばらつきがあるのかというところはどうですか。

(説明者)

ばらつきはあります。

(B委員)

だいたいどういった具合ですか。

(説明者)

ちょっとそこまでどういう具合かというのはちょっと把握していないんですけども、私のほうの感覚で言うと、ひとつ間違いないのは、委託契約を結んでおりましたが、利用者がいないというところもあります。ゼロというところも1人というところもあります。多いところでは10人まではいかないんですけども、6~7人というところもあると思います。ただ、本当にばらばらです。

(B委員)

地理的なものだとか、センターさんの評判の良し悪しとか、そういうところが関わってくるんですか。

(説明者)

そうですね、評判というのか、高齢者ご本人がどちらへ行くということを決めるものですから、場合によっては、一回見てもらったりしてから、ご本人の希望でどのセンターに行くのか選択していただくようになっています。

(B委員)

あと、だいたい6,000人くらいの利用者があるということですけども、難しいとは思いますが、例えばデイサービスセンターの、延べ定員ですか、市内におけるすべてのデイサービスセンターの延べ定員というのはどれくらいで、そのうち、この事業の対象となる空き定員の延べ人数はどれくらいかというのは分かりますか。

(説明者)

それは確認したことがないので分かりません。

(B委員)

そうですね。全体の中での6,000人というのが、どれくらいのウエイトなのか知りたかったんですけど、ちょっと分からないということですね。

では、違う質問ですが、他都市との比較というところで、先ほどのお答えの中で、要

するに他の都市では介護予防事業のようなものを1時間、2時間行っているというお答えがありましたけども、これは週あたりということですか。

(説明者)

その都市ごとに違いがあると思いますが、おそらく週1回程度なのかなというふうには思います。というのは、函館市で行っている介護予防事業は週1回程度で行っていますので、他都市でも同様だとすれば週1回程度かなと。

(B委員)

そうすると詳しいことは分からないと、まちまちだということですね。

こういった事業については、デイサービスみたいなところとかセンターで行われるのか、それとも保健所とかそういった施設なのかということころは。

(説明者)

それはですね、さまざまのようです。デイサービスセンターを利用しているところもあれば、一ヶ所に集まったりですとか、あるいはデイサービスセンター以外の事業所、例えばフィットネスクラブのようなところに委託をしているとかということもあります。実際、私たちの介護予防事業でもですね、デイサービスセンターに委託をしたり、それからフィットネススタジオのようなところに委託をしている場合があります。

(B委員)

最後にお答えいただきたいのが、他都市の状況を見ていると、北見市とか瀬棚町とか少しはやっていますけど、函館市と同じような北海道内の地方都市ですね、札幌市を含めて実施は無しということになっていて、にも関わらずやっぱり函館市がこれを行っているというのは、よほどの理由の説明がないと市民感覚として理解されないんじゃないかなと思うんです。これまでの三位一体改革で一般財源の事業とされたわけなんですけども、まず見直しの動きはなかったのかについてお聞きしたいんです。調書のほうを拝見すると、今後も現行どおり存続ということですけども、果たしてどういった説明を市民のほうに出されるのか。函館市は札幌市や旭川市や室蘭市と違ったこういう理由があるからやるんですという説明がないと、市民は納得しないと思うんですが、そういった強い根拠付けがあればお聞きしたいんですけども。

(説明者)

まずその見直しに係る検討というところですけども、この生きがい活動支援通所事業とですね、介護予防事業というところを融合させてはどうかというような検討は行った

ことはあります。そこでなおかつ、この生きがい活動支援通所事業を存続させているという理由なんですけども、介護予防事業のほうがどうしても運動・口腔・栄養という3つですね、主となる柱を中心にして2時間程度の短時間で実施するということなものですから、生きがい活動支援通所事業のようにですね、一日なり半日をかけてレクリエーション活動をしたりするということの大きな目的の部分がちょっと違うというところもありまして、両方の事業が必要だろうというようなことで、存続させてきた経過はあります。生きがい活動のほうがですね、どちらかというとその家から出たがらないとか、引きこもりになりがちな人の背中を後押しして生きがいを見つけてもらう、そういったところで少し要支援に近いような形もあるのかなということもあってですね、このデイサービスセンターでの事業を継続してきた経過はあります。

(B委員)

そうなりますと、所管部局さんの、函館市ならではの特色として、存続発展してきた制度であるというふうな理解で良いのかということと、もう一つ根拠として、今までの市長さんか誰かが政策として打ち出された裏付けがあるのか、それとも所管部局のほうの一つの取り組みの中の結果として発展しているということなのか、再度教えていただきたい。

(説明者)

私ども所管部局の判断で継続してきたということと、大きな政策の中で動いてきたという経過もあります。

(B委員)

分かりました。ありがとうございます。

(C委員)

延利用人数が6,012名ということですが、これは1年間ということですよ。毎週、何日間くらいデイサービスをやっているんですか。毎日ですか。

(説明者)

事業所さんによりますけども、毎日やっているところもあれば、日曜日は休みのところもございます。

(C委員)

なるほど。そうなると365日で52週ありますから、土日・祝日を抜いたとして、大体250日程度は実施されているということよろしいですか。

(説明者)

普通に行けばそうです。

(C委員)

そうなると、6,012名を250日で割ると1日の利用者数は24名程度なんですよ。そう考えると、あまりにちょっと事業費が大きすぎるのかなという感覚はあります。あとは税金の公平性ということを考えると、この24名程度のものに対してこれだけの税金を使って、他都市の状況を見ながらにしても、やめていった他都市もあるとお聞きしていましたので、ちょっと多いのかなという感覚は、私の中で少しあります。

あとですね、やめていった都市ですが、前にやっていてやめられた都市が分かれば、どれくらいあるのか。あと都市名が分かるのであれば教えていただきたいなと思っています。

(説明者)

まず単純に割り返していくと、週に二十何人という話になるのかもしれませんが、実際に実人数でカウントしますと、今年度当初で127名の方がですね、利用しているというふうな状況になっています。

それと、他都市の状況ですけれども、例えば釧路市や帯広市は平成17年度で廃止をしています。

(C委員)

廃止の理由というのは。

(説明者)

それは介護予防事業のほうへ移行をするということで私どもは聞いていました。ただそのきっかけとして、先ほど言ったような補助金の廃止ですとか、そういうのもきっかけだとは聞いています。

(C委員)

2都市ですか。帯広市と釧路市と。

(説明者)

あとは、いつ廃止したかは分かりませんが、旭川市・小樽市・室蘭市では実施をしておりません。いつ廃止したのかは、はっきりとは確認できませんでした。

(C委員)

前はやってらっしゃったということですね。何かのきっかけで廃止したということ

すね。

(説明者)

平成16年に国の補助金がなくなったというのが、大きな経緯だというふうに聞いています。

(C委員)

分かりました。その他にもう一つですね、介護予防事業について、先ほども何点か触れていたと思うんですが、ちょっと教えてください。この介護予防事業というのは、国が主体としてやっているものなのか、各都市が主体でやっているものなのか。

(説明者)

国の制度上で、この介護予防事業が位置付けられています。

(C委員)

ということは、国から補助金か何かが出て、自治体を実施しているという話なんですか。それとも市独自で、市税か何かを使ってやっているという感じなんでしょうか。

(説明者)

この介護予防事業についてはですね、国と北海道と市町村と、それから65歳以上の高齢者からいただく第一号被保険者の保険料、これで運用している事業です。

(A委員)

もし函館市が今この事業から介護予防事業などに変わったときには、この委託料は無くなりますよね。その時に、結局今の事業とそれから介護予防事業、運動・口腔・栄養改善になった時に、一番無くなる部分というのは、要するにセンターに行ってヘルパーさんとのふれあいの部分が無くなるんだろうと。自分の気持ちとかいろいろ聞いてくださる方がいなくなるとか、その場合はデイサービスに来られる方、いわゆる介護支援を必要とされる方と、そこまではいかないけれどひとり暮らしなのでということと来ているのだと思うので、そのお付き合いの部分がなくなるわけですね。そういうふれあい交流の部分を少し違うもので出した場合は、函館市でもこれから介護予防事業に変えられるのかなと。もし経費節減にはっきり方向性を定める時にはですね。そういう検討というのはやっぱりしていかなければならなくなると思いますが、今はっきり聞きたいのは、対象年齢が65歳以上ですけど、今この127名は、どういう年齢層なのか。60代、65歳くらいですと、何かよっぽど障がいがあるとか病気を持っている方以外だと、まだ元気かなという年代だと思いますが、この事業を使っている方は一番どの年齢層が多いでしょ

うか。

(説明者)

集計は取ってはいなかったんですけど、70代・80代がほとんどを占めていると思います。

(A委員)

そうですね。今80代と伺いましたけども、要するに80代になっても要支援も要介護もない方だということですね。そうすると、何年か経っていくとそういう方というのは、失礼ですけれどもいずれは要支援・要介護になっていくと、人数も減ってくるわけですね。そうした時に、どのくらい減った時に、介護予防事業に移行するのか、今から検討していくというはっきりした市の方向性はないんですか。

(説明者)

具体的にはまだないです。冒頭のA委員とのやり取りの中で、生きがい活動支援通所事業とこの介護予防事業とでは、性格・性質にちょっと違うところがありますとお答えさせていただいたんですが、その部分がやはり悩みどころでありまして、そういったレクリエーション活動的なもの、デイサービスセンターでふれあいをする、交流をするという部分と、運動・口腔・栄養改善に特化したものと、若干性質が違うものですから、その穴をどう埋めていくのか。それによって委託料がどういうふうに変っていくのか。単純に生きがい活動支援通所事業を全部無くして、ゼロにするのか、新しいサービスになれるのかというようなところも含めて、色々考えていかなければならないことですし、A委員のご指摘も、もっともなことだと思っております。非常に難しい部分もあるんですが。

(A委員)

函館市としては、返答をはっきり言うということとはできないと。

(説明者)

はい。

(F委員)

事業の実施要綱を見ますと、第10条で「受託者は、事業に係る経理と事業以外に係る経理を帳簿で明確に区分するとともに、利用者のケース記録、提供したサービスの内容、利用回数等必要な書類を整備しておかなければならない。」と明記されているわけですが、所管部局としては、具体的にどのような形でこの部分の確認をされているの

か教えてください。

といいますのは、ざっと要綱を見ますとですね、第9条で、「利用者は食事などその他生じる通常必要な経費については、自己負担しなければならない」と。自己負担ですね、ということはお金を預けると。そして事業内容第4条で「事業の内容は次に掲げるとおりとする」として、第1項から第7項までありまして、そのうち抽象的に書かれている第7項には「その他必要と認めるサービス」を行うと。そういったことと今の第10条との規定を照らし合わせるとですね、どういった経理区分になるのかと。まあその前ですね、これを職員が整理してるのでしょうか、ということですねまずは。利用回数については、調書の下のほうに延利用人数の合計のみ記載されていますけれども。

(説明者)

実際にはですね、この経理の区分の部分について、一つ一つ確認しているわけではありませんでした。

(F委員)

やってないんですね。わかりました。どうしてこれやらないんですか。

(説明者)

本来はですね、きめ細かく、ご本人がどういうサービスを受けて、そしてその活動の中でどういう効果があったとか、そういったことを判断できれば良かったんでしょうけれども、そこまで細かくチェックをするには至っておりませんでした。

(F委員)

事業の対象になっている方の把握はもともと基本ですけれども、問題はですね、こういうのを記録していなければ、予算というかですね、事業費をどのように使っているのか、説明義務が果たせないというところに帰着すると思うんですが、いかがでしょうか。例えば、函館市民の前で、今所管部局さんがこの内容を、例えば平成22年度分を説明してくださいと言われたときに、その説明の論拠となる資料をつけていなければ、本当に予算が適正に使われているかとか、市民は納得しますかね。どうですか。

(説明者)

その部分についてはですね、確かに要綱の中でも経理の区分をなささいというところでは確認をしていないということについては、大変不備があるなというようには感じます。反省するところはあると思います。

ただ、それで予算の執行が説明できないということではなくて、実際に高齢者が デ

イサービスセンターで活動をしている、生き生きとした活動をして生活をしているというところですね、説明がつくのかなというふうに考えておりました。

(F 委員)

説明はつくでしょうか、本当にそれで。例えば、業務日誌というものがあると思うんですけども、事業所ですからね、それは毎日書き上げているんですか。

(説明者)

事業者側が、ということですか。

(F 委員)

事業者でなくて、部局です。あなたのところが事業を管轄、総括しているわけですから、そこが最終的に、要するに何回も言いますが、証拠の確認ですよ。それやっておりますか。やってないですよ。

(進行役)

追加資料にある「生きがい活動支援通所事業利用確認票」や「委託業務月別実績報告書」等により、業務内容や実績等の確認をされているのではないですか。

(説明者)

もちろんそういった実績等を全て確認したうえで、委託料の支払いなどを行っているということです。

(F 委員)

そうですか、分かりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

生きがい活動支援通所事業費では「廃止を検討」が3票、「制度の抜本的な見直し」が2票であり、判定結果は『廃止を検討』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-6-4 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置費についての説明

- ・資料に基づき、保健福祉部高齢福祉課から説明

■2-6-4 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置費についての質疑

(A委員)

担当課による評価は「実施内容や手法の改善」となっておりますが、平成24年度予算は増えているんですね。こういうシステムを利用したいという希望は多いんでしょうか。

(説明者)

市民からの要望もありまして、平成24年度から85歳以上の方であれば、身体要件にかかわらず対象とするということで要件緩和をいたしました。その部分で設置台数を見込んでおりますので、それで予算額が少し大きくなったということでございます。

(C委員)

この端末機を設置されている高齢者のお宅を拝見したんですが、電話機の上に設置されているんですね、この端末が。ということは、ちょっと単純な疑問になるんですが、消防や福祉部への通報は、この電話機のところまでこなければ端末も使えないわけで、そうすると、別にこの端末機を利用しなくても電話で連絡すればいいのではないかと思います。私もしましたので、電話回線を使わず、この端末機を使う意味、この端末機でなければならぬんだという理由について改めて教えてください。

(説明者)

こちらで緊急ボタンを押しますと、通報が直接消防にいきます。消防の指令台では、緊急通報システムに登録されている個人情報画面が表示されるので、すぐに把握できるという状況です。もしそうではなく、例えば119番通報ですと、誰ですか、どなたですか、どういう状態ですか、病院にかかっていますか、そういうところを確認しなくてはならないんですね。そういった手間が一切かからないということで、消防本部のほうからもこういった装置の必要性というものは非常に大きいとのお話を聞いております。

(C委員)

なるほど。それでは、何のための救急かという確認や会話もできるんですか。

(説明者)

はい。この端末を通して、「どうしたんですか？」といったような消防さんとのやり取りが直接できるようになっています。

(C委員)

それとこの「相談」というボタンは押すとどうなるのですか。

(説明者)

このボタンは押すと、日中、市役所の営業時間内であれば私どものところ、高齢福祉課につながるようになっておりまして、相談対応をさせていただいております。

(C委員)

夜間の対応はどうされているのですか。

(説明者)

夜間になりますと、消防本部のほうにつながるようになっております。

(C委員)

はい、わかりました。

(F委員)

年間の発報数はどれくらいですか。相談と緊急で。

(説明者)

相談と緊急を足した全体の通報件数が、1,254件です。

(F委員)

1日3.4件ですね。

(説明者)

そういう計算になりますね。ただ、誤報がまず約440件と結構な数となっております、結果的に救急搬送されたのが203件、相談であれば180件というそのような状況になっております。あと火災ですね、火災センサーを通じての発報というものも59件という状況です。

(F委員)

約400件誤報があるということですが、消防の方はその都度、現地に走っているのですか。

(説明者)

緊急にしても、「どうしましたか？」というふうに一旦状況確認があります。そう

いった中で、「いや、押していない」という方もいるんですね。掃除してる時にぶつかって押してしまったりと、そういう時も誤報となります。

(F 委員)

一般的に85歳の人間ともなれば、どこかここか不自由になったり、持病だとかがあつて心細くもなるし、必要ですよ。これは高齢者を非常に勇気づけさせるようなツールだと思うんですが、その中でね、設置数が増えていくということは、当然市場原理でね、機器のリース費用だとか、移設費用だとか、こういうものをどんだん交渉していくと、函館市としてはね、こういう事というのはやられてるんですか。ずっと最初から同じくこの日本電機と契約してそのままきてるわけですか。そういうのは、民間の意識からするとちょっと疑問なんですけれども。

(説明者)

当初はですね、市で買って利用される方のお宅に設置していたんですけれども、次第に機器が古くなるということで、財政面を考慮して、リースに変えていっているという状況になっておりました。リースで設置してる限りは、費用が延々とかかっていくということで、金額面の話については、担当レベルではお話したことはあるんですけれども、かなり値引きを入れてもらってるというのものもあるのかなと思います。

(F 委員)

努力されているんですね。そうすると1ヶ月1,260円ですから、1年で15,120円になりますね。変な話、そのくらいの機器であれば、2,3台買えると私は踏んでいるんですけれども、これどうですか、函館市としてね、これからずっと85歳以上の高齢者を守るという意味で、市で何かどこかと協定して、作らせたらどうですか、こういうのを。こんな2千円もあれば作れるんじゃないの？ いや、新たな発想ですこれは。民間的なね、新たな発想。リースというのは要するに公の感覚でずっときてると思うんですけれども、将来において時代のニーズがたっぷりあるんであればね、逆にこれを直接ですね、85歳以上の高齢者と協議して、いや本人と協議するんじゃなくて周りの方とね、それで買っていただくということが普通なんではないかと思うんです。どうでしょうかこういう考え方というのは。大事だと思いますけれども。

(説明者)

これ自体がいくらでできるかというのは、今すぐお答えできるものではありませんし、調べていって、そういったこともひとつ検討はさせていただきます。

(F 委員)

そうですね、ぜひとも将来そういう方向でやっていただければと思いますね。

(説明者)

ちなみに申し上げますと、これを1セット揃えますと8万1千円という金額になっておりまして、これを今リースで調達しているということです。

(F 委員)

だからそれはメーカー価格、標準価格ですよ。でも今はそういう時代じゃないと思います。新興国で製造もできますしね、函館市として手を挙げれば、作ってくれるところもいっぱいあるはずですよ。そういうものをちょっと研究されてみると良いと思うんですよ。

(説明者)

こういう機器を入れている会社さんは色々あるんですけども、先ほど消防さんの司令台と直結しているという部分です。なかなか他のメーカーさんが入ってこれないという現状もございまして・・

(F 委員)

それは話し合いになると思うんですね。必ず何か一つやるときには、壁があったりハードルがあったりするわけですけども、それをみんなクリアしながらですね、ひとつ財政の正常化のほうにつなげていただきたいと、そのように思います。

(E 委員)

私は他都市の状況の資料から質問しますが、設置台数を見ると函館市は1,959組で札幌の1,227より多いです。苫小牧で91と、だいぶばらつきがあるんですが、この状況についてどのようにお考えでしょうか。

(説明者)

まず高齢者のニーズがそれぞれの都市で違ってきますし、またその高齢者のうちどなたを対象とするかでそれぞれの自治体の増減があると思いますので、そういったことではばらつきがあるのかなと思います。

(E 委員)

そうすると、札幌市より非常に高齢者が多いし、対象も手厚くしているということになるわけですね。わかりました。

あと費用的なことなんですが、函館市でリースしているNEC製の機器は、先ほど消

防本部と直結している特殊なものだというお話があったんですけれども、単純に役務費と使用料と賃借料、そして設置費用を割り返して、1台あたりの費用を他都市のものを含めて出してみたんですが、高い順に言うと、苫小牧市が42,000円、帯広市が39,000円、函館市が18,000円、札幌は除きまして、釧路市が5,500円となっていますよね。だから函館市は特別高くも安くもないという感じではあるんですが、ただ、釧路が5,500円ということで、函館市の3分の1以下の金額で運用されているんですよね。釧路市では、N T Tの民間サービスの機器をレンタルしているようなんですが、こういったことは、函館市では検討されているのでしょうか。

(説明者)

今、まさに検討している状況なんですけど、例えば携帯電話を利用したものでとか、各メーカーから様々な機器が開発されておりますので、コストと比較をしながら、どういったものがあるのか、調査をしながら情報収集しているといったところでございます。

(E 委員)

今後、この事業の利用対象となる高齢者もどんどん増えていくということからすれば、今はリース契約をされているので、今すぐというふうにはいかないかもしれませんが、契約の終了後には、機能的なことも含めた一定の検討をして、当然コストの縮減ということにも努めていくという所管部局の考えであると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(説明者)

はい、そういったコスト面での意識もしながら、どういった機器がいいのか、比較検討していきたいと思っております。

(E 委員)

ありがとうございました。

(B 委員)

ある方からインターネット経由で、この機器についてはN T T回線のみ動作保証であるという情報提供がありましたが、その点についてはいかがですか。

(説明者)

はい、そのとおりです。

(B 委員)

他の回線では動かない可能性もあるということですね。

(説明者)

はい。

(B委員)

今回、この緊急通報システムについては、NECさんの製品ですけれども、NECさんはNTTさんとのビジネスの繋がりは非常に強いという、一般的な理解があると思うんですけれども、そういった状況がまずあって、その結果、なかなか他の携帯だとかタブレットとかインターネットを使うような方向には持って行きたくないというNECさんの方向があると思うんですけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。見解をちょっとお伺いしたいんですけれども。

(説明者)

その点については、業界の状況というのを存じ上げておりませんでした。

(B委員)

そうすると、ちょっと質問を変えたほうがいいのかもしれませんが、高齢福祉課さんのほうで、例えば携帯電話を使う、インターネットを使う、そういった技術を展開していく方法、というのも当事者についても、これから団塊の世代と、比較的情報機器に対して習熟している高齢者も増えてくると思うので、そういったものに転換していく必要性も逆にあると思うんですよね。あと例えば機器についても、先ほどF委員からも新興国の話が出ましたけれども、最近iPadに関しては、いわゆる中国製を使うのであれば、市場価格で8千円とか1万円とかで売ってるわけですね。そうすると8万円の機器に比べて10分の1になるわけですね。扱える情報量も大きくなると。それで耐久性も大きくなるし、画面に大きなボタンを、例えば「消防本部用」・「相談用」と表示することも可能であると。そういったことに関して、どれくらい具体的な検討をされたのかお伺いしたいんですけれども。

(説明者)

現在、検討をしている状況にあります。委員ご指摘のとおり、今の高齢者というのは、新しい情報端末に慣れておりませんので、やはりとまどいがちで大きいボタンのほうがいいだろうなという考えをまず持っておりますが、将来的には、我々も含めて高齢者になったときは、そういう情報端末、スマートフォンを含めてきっと慣れていくんでしょうから、そういった傾向にシフトしていくことも十分に考えられますので、今後、将来の事も考えながら、使いやすいシステム、あるいは安価なシステム、こういったもの

を検討していきたいと考えております。

(B委員)

そういった見直し作業というのは、大体いつぐらいまでにやるというお考えなのでしょうか。

(説明者)

まだ、いつまでというタイミングも明らかではありませんでした。現在色んなことをですね、想定しながら検討をしているところで、今その委員がおっしゃった情報端末を使ったシステムというのも色々と開発をされている途中で、ひょっとすると開発途上かもしれないので、もう少し成熟してから、ということも考えられるのかなということで、調査を進めております。

(B委員)

あと他都市との比較なんですけど、函館市の設置台数が非常に多いので、設置するための基準が他都市より緩いのかなと。他都市ではもっと厳しい基準を設けているのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

(説明者)

具体的な設置の条件というのがわからない部分もあるんですけども、例えば函館市の場合に利用者負担が電話の通信費用だけとなっておりますが、札幌市の場合では、設置費用の1割を利用者が負担するですとか、他都市でも負担を求めているところがあるのも一つの要因になっているのかなと感じております。

(B委員)

では、例えば札幌市の1割負担では大体どれくらいの値段なのかということとはわからないですか。計算すれば出るんでしょうけれども。

(説明者)

札幌市の場合、選択が機器のみを設置する場合とセンサーを含めて設置する場合があるんですけども、機器のみですと本人負担が千円くらい、センサーも含めると二千元程度ということをお聞きしております。

(B委員)

それを1回負担すれば、ずっと使えるわけですね。

(説明者)

はい、そうです。

(B委員)

正直、それぐらいの差で、ここまで例えば人口の比率を考えて、こんな差が出るのかというのが、非常に不思議なんですよ。これが1万、2万円であればわかりますけれども、これだけ一応重要なものとされているものが、たかだか千円、二千円でここまで需要に変化が出ると。私これでも経済学を勉強してるんですごく不思議ですこれは。その点ちょっとつっこんでご見解をお伺いしたいんですけれども。

(説明者)

札幌市さんの内容なんですけれども、一人暮らしの高齢者であって日常生活に注意を要する者と、そういった方というのは函館市と同じ条件としてあるんですけれども、別な条件としまして、例えば高齢者夫婦世帯の場合、一人は寝たきりでなければならないですとか、そういった細かい判断基準のところ、もしかしたら差があるではないかなとは思いましたが、そこまでは今把握はしておりませんでした。

(B委員)

はい、わかりました。私からは以上です。

(C委員)

機器の設置や撤去を委託している業者の作業書を見て思ったのですが、年間どれくらい撤去の依頼があるものなんですか。

(説明者)

平成23年度当初予算の見込みでいきますと、約430件程度、平成22年度の実績であれば299件の撤去がありました。

(C委員)

それはどういった理由で撤去なんですか。

(説明者)

亡くなる方ですとか、入院が長期に渡る方、あと高齢者下宿ですとか特別養護老人ホームなどの施設に入居するというので、必要がなくなった方達でございます。

(C委員)

わかりました。あとですね、もう一つお伺いしたいのは、そのペンダント型の通報機器なんですけど、自宅の中で押すと消防本部につながる形なんですよね。もし電池が切れたら、どうやってわかるようになっているんですか。実際に押してみないとわからないということではないんですよね。

(説明者)

電池については3年間保証ということで、3年間で経過する前に、ご本人に連絡しまして交換をさせていただくという形になっております。

(C委員)

その時は、利用者負担があるということですか。

(説明者)

はい、そのとおりです。

(C委員)

わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置費では「制度の抜本的な見直し」が3票、「実施内容や手法の改善」が2票で、判定結果は『制度の抜本的な見直し』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。